

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事		平成24年7月26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内75		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 八幡市 市長 堀口 文昭
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステムスタンダード(ステップ1)	
適用範囲	八幡市役所本庁舎及び八幡市全施設	
導入年月日	2011年 1月 1日	
認証番号	KES1-1136	
基本方針	平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境基本計画」を策定し、平成14年4月に、市民・事業者・行政が共同して行動する決意の表明として、「環境自治体宣言」を行いました。方針としては八幡市は全ての事務・事業における環境影響を低減するとともに、環境宣言(KES実施宣言)に基づきKES・環境マネジメントシステムを運用して環境保全につとめます。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	平成23年度にエコ・オフィス計画を全面的に見直し、第2次八幡市エコ・オフィス計画を策定。本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、市が行う事務及び事業を対象に、平成21年度を基準年度として、温室効果ガス総排出量を平成27年度までに5%削減目標といたしました。 ・施設エネルギーの使用量を二酸化炭素換算で、平成21年度比で5%削減。 ・水道の使用量を平成21年度比概ね5%削減。 ・廃棄物の排出量を平成21年度比5%削減。 ・公用車使用による燃料を、平成21年度比5%削減するとともに低公害車の導入に努める。 ・メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの排出量を平成21年度基準として、削減に努める。 ・コピー用紙は、古紙配合率のより高い製品を使用する。トイレットペーパーにおいても、古紙配合率のより高い製品を使用する。 また、環境宣言(KES実施宣言) (1)省エネルギーの推進 (2)省資源の推進 (3)環境啓発活動の実施 の目標宣言を行う。	
目標を達成するための取組の内容	別紙「目標を達成するための取組の内容」参照	
目標を達成するための取組の進捗状況	平成23年度にエコ・オフィス計画を全面的に見直し、第2次八幡市エコ・オフィス計画を策定。本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間に市が行う事務及び事業を対象に、平成21年度を基準年度として算出。 ・市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量、平成21年度比で平成23年度0.9%削減。 施設エネルギーの使用量、二酸化炭素換算、平成21年度比で平成23年度0.0378%増。 ・水道の使用量、平成21年度比で平成23年度12.4%削減。 ・廃棄物の排出量、平成21年度比で4.9%削減。 ・公用車使用による燃料、平成21年度比で14.9%削減。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	平成23年度から上記記載の「目標」の基準年度を平成21年度比とし、更なるエネルギー使用量等の削減が求められているが、本年度において節電、節水を始めたことと取り組みの徹底が出来たため、概ね削減できている。引き続き、エコ・オフィス計画の推進に努める。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	平成22年に作成した「法的及びその他の要求事項」において、平成23年11月までに該当する所属で遵守状況を監視・評価するための業務点検を実施し「法的及びその他の要求事項の遵守状況チェック表」にて点検・管理をおこなった。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	市環境マネジメントシステムがKES・ステップ1の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当かつ有効であることを確認するため最高責任者(市長)評価記録により年1回評価・見直しを実施する。指摘事項があった項目については改善内容を明確にし、環境管理総括責任者(環境経済部長)を通して環境管理責任者(各部長)に修正改善及び変更の処置をとる。また環境改善目標については各所属の事務・事業に環境に著しく影響を及ぼす項目を調査し環境改善目標設定する。環境政策推進本部会議で環境宣言(KES実施宣言)として環境管理重点テーマとして取り組む。平成23年度は引き続き昨年度と同様の目標で取り組んだ。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。